

吹田市文化政策ビジョン（素案）

－第2次吹田市文化振興基本計画－

吹 田 市

目次

はじめに	1
1章 計画の概要	3
1 計画の位置付け	5
2 計画の推進	5
3 計画期間	5
4 文化政策の対象範囲	6
5 文化の主体	6
2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括	7
1 これまでの成果	9
2 今後の課題	11
3章 基本的な考え方と施策の大綱	13
1 基本的な考え方	15
2 施策の大綱	17
3 各施策の現状と今後	19

はじめに

吹田市では、平成 18 年度（2006 年度）に吹田市文化振興基本条例を施行し、平成 20 年度（2008 年度）には第 1 次吹田市文化振興基本計画を策定し、文化・芸術の鑑賞や創作の場の提供をはじめ、大学等との連携、生涯学習や伝統文化の継承への支援等、様々な文化振興の取組を進めてきました。

平成 29 年度（2017 年度）に改正・施行された文化芸術基本法は、文化・芸術の振興はもちろんのこと、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を文化・芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

また、国が平成 29 年度（2017 年度）に策定した文化芸術推進基本計画（第 1 期）では、文化・芸術は多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めることができる社会包摂¹の機能を有していることが示されました。

このように文化・芸術の概念が変化する中で、地球規模の気候変動や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、超少子高齢化による大きな人口動態の変化は、文化・芸術活動や文化的交流に大きな影響を与え、文化・芸術の持つ重要性を再認識するきっかけとなりました。

文化・芸術は、人間が生きていく上で欠かせないものです。そして、豊かなコミュニティを形成する土台となるもので、様々な困難があっても共に生きていく力や地域社会の連帯感を育み、魅力ある地域の活力を生み出すために必要不可欠なものです。社会状況や市民ニーズの変化に対応し、持続可能性と多様性を備えた文化施策を展開していくため、吹田市文化政策ビジョンー第 2 次吹田市文化振興基本計画ーを策定するものです。

¹社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

1 章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、平成 21 年度（2009 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までを計画期間とする第 1 次吹田市文化振興基本計画を引継ぎ、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

本計画は、平成 18 年（2006 年）4 月に施行した吹田市文化振興基本条例に定める文化・芸術の振興についての基本理念や基本的施策のほか、平成 29 年（2017 年）6 月に改正された文化芸術基本法、平成 30 年（2018 年）6 月に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえた計画とします。

また、第 4 次吹田市総合計画の大綱 7 政策 2「文化・スポーツに親しめるまちづくり」に沿って、これを補完し具体化するものとし、関連する施策や個別計画と有機的な連携を図ります。

2 計画の推進

本計画の推進に当たっては、庁内関係部局と連携し、様々な政策分野における文化・芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定にいかすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

3 計画期間

吹田市文化政策ビジョンー第 2 次吹田市文化振興基本計画ーの計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4 文化政策の対象範囲

文化の定義については、非常に広範であるため、本計画においては、文化政策の対象を文化芸術基本法（平成29年（2017年）改正）において示されている活動分野を参考に、以下のとおりとします。

◆芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、パフォーマンス、インスタレーション、その他の芸術
◆メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
◆伝統芸能・芸能	伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能） 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
◆生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道・華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード、コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体等
◆文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
◆景観	丘陵、河川、池沼、まちなみ、公園、市内緑化等
◆生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習
◆多文化共生、国際交流	異文化交流イベント、日本語教室の開催、ボランティア活動支援、留学生との交流等

5 文化の主体

文化の主体は市民です。本計画での市民は、本市に居住し、通勤し、通学している人だけでなく、本市に集う全ての人を指します。そして、市は市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たす必要があります。

2章 第1次吹田市文化振興基本計画の総括

1 これまでの成果

平成 21 年度（2009 年度）からの第 1 次吹田市文化振興基本計画に掲げている施策・事業について、「活性化」、「育成」、「交流」、「伝承」、「景観」の 5 つのキーワード別に、これまでの成果を検証しました。

1 「活性化」

全ての市民が、文化に触れ、文化・芸術活動に参加する機会の充実を目標に、文化・芸術活動の活性化を図りました。

- ・「市民劇場」に市民参加枠を設ける等、創造性がいかされた体験型の取組を実施
- ・「市民文化祭」や「公募吹田市美術展覧会」に、文化・芸術活動団体以外の一般市民の参加を促進
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、旧吹田町地域を中心とした歴史資料の展示解説を実施
- ・地域の文化の拠点として、南山田市民ギャラリーや地域市民ギャラリー等、既存施設で作品の展示等を実施
- ・吹田市立博物館における合併前の 1 村 5 町の生活文化遺産の常設展示や、歴史遺産、自然資料等の展示
- ・今後も長期的、安定的に吹田市文化会館（メイシアター）を利用できるよう、改修工事を実施

2 「育成」

市民主体の多様な文化・芸術活動の促進のため、市民と市が共に連携・協力し、明日の文化を担う人材の育成に努めました。

- ・市民協働学習センター（平成 30 年度まで）で、市民と協働で市政や地域貢献活動に関する講座を開講
- ・「まちづくり市民塾」で、文化・芸術、子供の健全育成、健康医療等、多様な分野の市民活動を支援（平成 23 年度まで、現在も OB 団体が活動を継続中）
- ・生涯学習市民大学で、市内大学との連携・協力による専門的な講座の開講等、市民の学習機会を充実

3 「交流」

多様な文化や歴史への理解を深める取組を実施し、情報、人材等交流機会の創出を図り、多文化共生を進める取組を促進しました。

- ・市内大学で市民向け講座の開催、大学図書館の市民への開放等を実施
- ・各大学と連携推進協議会を開催し、意見交換や情報共有を実施
- ・協定を締結している国内6市町や海外2市を中心に交流事業を実施
- ・平成29年（2017年）10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定
- ・外国に文化的ルーツを持つ人等²を対象にしたコミュニケーション支援や情報の提供

4 「伝承」

吹田の文化財や伝統芸能を伝承し、未来の吹田の魅力を高める取組を進めました。

- ・旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）及び旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）の公開や保存修理の継続
- ・吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）で、季節行事の伝承、能、浄瑠璃、落語等の伝統芸能に触れる機会を提供
- ・市ホームページや冊子で、市内文化財の説明、歴史散歩モデルコース等を発信
- ・ボランティアの「吹田まち案内人」による歴史的建造物や神社、寺院、遺跡のガイドを実施

5 「景観」

文化・自然・歴史に配慮した次代に誇れる美しいまちを、まもり、つくり、はぐくむための事業を実施しました。

- ・一定規模以上の建築物等に対して、景観アドバイザー会議等を活用しながら良好な景観形成に向けた指導、誘導
- ・「吹田の景観展」や市民との「まちづくり座談会」等による普及啓発
- ・「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」の作成
- ・古木、大木等長い年月を経て育まれてきた緑の持つ風格ある景観形成への支援
- ・「緑あふれる未来サポーター」、「みどりの協定」等、市民と協働した緑の保全活動

² 本計画では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や海外からの帰国者等でアイデンティティを異なる文化に持つ市民のことをいいます。

2 今後の課題

第1次吹田市文化振興基本計画の計画期間中に、情報発信やコミュニケーション手段の多様化、グローバル化、少子高齢化の進行、労働構造の変化等、文化をめぐる状況に様々な変化がありました。特に、情報通信技術が急速に進展したことにより、場所や時間に捉われずに文化・芸術に親しむことができるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人が集まったり、外出したりすることが制限されたことで、音楽や演劇、演芸を含む文化・芸術活動や市民の文化的交流は大きな影響を受けました。

このような状況下において、既存施設での作品展示、企画展の実施等により、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出を行いました。

今後、情勢の変化があっても継続して文化施策を推進していくためには、施設での文化・芸術活動だけではなく、ICTを活用した取組等、街中のあらゆる場所での文化・芸術活動の取組についても検討する必要があります。

計画当初に想定していた新たな拠点施設の建設は行いませんでしたが、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて吹田市文化会館（メイシアター）で大規模な改修工事を行い、ホールや音響設備などを更新し長寿命化を図りました。今後、既存の文化施設についても、文化・芸術の創作活動、鑑賞活動を支えていくために必要な改修等を実施します。

そして、第3章で詳しく述べるように、気候変動や災害、人口動態、社会包摂・共生社会、文化の多様性と表現の自由の保証などへの対応も、今後の課題となります。

3章 基本的な考え方と施策の大綱

1 基本的な考え方

文化・芸術の社会包摂

平成 29 年度（2017 年度）に国が策定した文化芸術推進基本計画（第 1 期）や平成 30 年（2018 年）6 月に施行した障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、全ての世代の多様な人が文化・芸術活動の場において尊重され、互いに理解しあうという、「文化・芸術による社会包摂」という考え方が提唱されています。

文化・芸術は、新たな価値を社会に生み出すとともに、多様性の尊重や他者との相互理解を醸成します。言い換えれば、文化・芸術には、その社会包摂の機能を通して共生社会の実現に資する力があります。このような文化・芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、いかなる場合においても文化・芸術の場が失われることのないようにする必要があります。

生きる喜びと文化・芸術

令和元年（2019 年）から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体に不安や閉塞感が広がり、人々の心の拠り所となるべき文化・芸術活動が大幅に制限されました。これらの経験を通じて、文化・芸術が人間の生きる喜びに大きく関与していることが改めて浮き彫りになりました。

情報通信技術の進展と文化・芸術

情報通信技術の進展は、文化・芸術のあり方についても大きな変革をもたらしました。新しい技術を用いた文化・芸術が生み出されるとともに、これまで触れる機会が少なかった分野の文化・芸術に容易に接することができるようになりました。

一方で、実際に文化芸術を生で体験することでしか得られない経験の重要性についても改めて認識し、次世代に引き継いでいく必要があります。

社会の変化と文化芸術

超少子高齢化により人口動態の大きな変化が想定される中で、本市においても従来とは異なる文化的背景を持った住民や勤労者の増加が予想されます。その点でも、社会包摂と共生社会の推進が文化政策には求められます。

そして、これからの文化政策は、地球規模の気候変動とも無縁ではありません。急激な地球温暖化と、それに起因すると考えられる自然災害の増加は、貧困や紛争と同様に、文化・芸術とその活動の保護・育成にとっても障害となります。今後の文化政策には、市内の文化・芸術そのものの振興だけでなく、次世代や自然環境との共生にも配慮すべく、いわば「世界市民」、「地球市民」として、未来の社会と世界に目を向ける視野の広さが求められます。

文化・芸術に関する政策推進ビジョン

文化・芸術をとりまく状況や社会の変化に対応するとともに、今後起こりうるいかなる困難からも文化的な営みを守り、全ての人々が尊重され文化・芸術を享受する権利を保障するという強い決意のもと、文化・芸術に触れる機会を「ひろげ」、人材を育てて未来へ文化を「つなぎ」、相互理解のために文化の力を「いかす」ことを大きな柱とし、これからの文化施策を推進していきます。

そして、全ての人々が文化形成の主体となり、芸術表現の当事者となることで、市民社会づくりと社会課題の解決に参画できる文化的民主主義³の実現を目指します。

³ 文化・芸術とその活動を通じて、市民が交流し相互に意見を交換することで文化・芸術以外の事柄に関しても、地域住民や市民の自己決定能力が涵養されること

2 施策の大綱

I 文化をすべての人に—ひろげる

一人ひとりの自主性や創造性を尊重し、誰もが、様々なライフステージで、文化・芸術に親しむことができるまちを目指します。また、多様な価値観を尊重し、新たな文化・芸術の創造につながるまちを目指します。

- 1 文化・芸術を享受する権利の保障 いつでも誰でもどんなときも
- 2 鑑賞と創造と発表の機会の充実さらなる魅力を求めて
- 3 情報発信と関心が深まる環境づくり より多くの接点を

II 文化を未来へ—つなぐ

文化・芸術を支える人が育つ環境を整え、文化・芸術が持つ創造性を大切にします。また、伝統文化や無形・有形文化財をはじめ、地域に息づく文化を「守り」、「活用」し次世代に引き継ぎます。

- 1 文化・芸術を支える人材の育成
文化・芸術の担い手や支え手への育ち
- 2 次世代への機会の提供 未来へのかけはし
- 3 伝統と歴史の継承 古くからの文化を次世代へ

Ⅲ 文化がまちを耕す—いかす

「福祉」、「教育」、「多文化共生」、「コミュニティ」、「まちづくり」等様々な分野で文化をいかすことにより、人を元気にし、一人ひとりが豊かさを実感できる、持続的に発展するまちを目指します。

- 1 地域コミュニティの活性化 文化・芸術活動による地域のきずな
- 2 多様性を認め合える土壌づくり 豊かなまなびへの取組
- 3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり 文化が育むまちへ

3 各施策の現状と今後

I 文化をすべての人に ― ひろげる

施策 I-1 文化・芸術を享受する権利の保障

－ いつでも誰でもどんなときも －

◆ 現 状

全ての人には生まれながらにして文化・芸術を創造し享受する権利があります。

文化・芸術活動や学習活動を、いつからでも始めることができるよう、参加や情報収集等に制約がある人を含む全ての人に対して、きっかけづくりや活動に対する支援を継続し、自主的な活動環境の充実を図ることが必要です。

また、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等が、多様性を尊重されつつ文化・芸術活動を行うことができ、相互に認め合える場の創出が求められています。

◆ 今 後

- (1) 文化・芸術活動に関する物・情報・時間・心の障壁の解消に努め、障がい者、高齢者、子供、外国に文化的ルーツを持つ人等、誰もが文化・芸術に触れ親しめる環境づくりを推進します。
- (2) 熟練度に関わりなく、いつからでも気軽に始めやすい学びや文化・芸術活動の場の提供を行います。
- (3) 福祉分野と連携し、障がい者等の創作活動や成果発表への参加機会の充実を目指します。
- (4) 外国の文化を知り、交流を通じて相互に理解を深める機会づくりへの継続的な支援を行い、外国に文化的ルーツを持つ人等の地域での共生を推進します。

施策 I-2 鑑賞と創造と発表の機会の充実 - さらなる魅力を求めて -

◆ 現 状

文化・芸術に親しむ環境をより充実させるためには、魅力的で多様な鑑賞や創作、発表等の活動の機会を提供することが大切です。

吹田市文化会館(メインアター)は鑑賞や発表の場となるほか、文化交流の場にもなっており、文化振興の拠点です。吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)のほか、生涯学習やコミュニティ関連の施設は、文化・芸術活動の場としても活用されています。施設の相互連携による公共空間の活用や民間施設との連携により、文化・芸術活動の場の充実を図っていく必要があります。

また、これらの施設では、市の事業として鑑賞の機会の充実、創作活動や発表の機会の創出、文化・芸術活動への支援を行っています。より魅力的な機会を創出するためには、市民のニーズを的確に把握しつつ、多様な事業展開を行っていく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 多くの市民が参加したいと思えるものに出会えるよう、ジャンルや熟練度別など多様な鑑賞や発表の機会を創出します。
- (2) 誰もが参加しやすい環境を提供するため、ICTを活用するなどして時間や場所に捉われない多様な機会を創出します。
- (3) 市民の主体的な文化・芸術活動を支援することにより、多様な催しや活動の場の創出を目指します。
- (4) 文化施設等の維持保全を計画的に行い、鑑賞や発表の場を安定的に提供します。
- (5) 市内各施設の連携、協力関係を強化し、共有スペース等も含めた施設の有効活用を図ります。

施策 I - 3 情報発信と関心が深まる環境づくり - より多くの接点を -

◆ 現 状

市民意識調査によると、文化・芸術に関わるイベント情報があまり知られておらず、情報提供が不十分だという実態が伺えます。

文化・芸術活動への参加や文化資源の活用のきっかけとなる多彩な情報を発信することが大切です。そのためには、発信する情報の充実や、効果的な情報発信に努めることが必要です。

また、文化・芸術活動に参加する市民の裾野を広げるために、市民が時間や場所に捉われず、気軽に文化・芸術に触れ、親しめる環境づくりを進めることが大切です。

◆ 今 後

- (1) 幅広い市民に情報が届くように、市報すいた、チラシ、ポスター、Web、SNSなど情報発信の媒体の多様化を図るとともに、レイアウト、情報提供場所の工夫により、知りたい情報に容易にたどりつけるよう、わかりやすい表現や内容にします。
- (2) 時間、空間に関わりなく文化に触れ親しむ環境づくりのため、ICTを活用した動画配信などを促進します。
- (3) 文化施設以外の場所で文化・芸術のイベントや展示を実施するなど、日常生活の中でなにげなく文化・芸術に触れ、気軽に楽しめる機会を充実させます。
- (4) 初心者向けの講座や、交流、体験活動型のワークショップなど、文化・芸術に触れる取組を充実させます。

施策II-1 文化・芸術を支える人材の育成

－ 文化・芸術の担い手や支え手への育ち －

◆ 現 状

文化・芸術の実演を行うアーティストや文化・芸術活動における指導者などの人材は、文化の伝承、創造、発展に欠かせません。実践や経験の機会を継続的に設けることにより、こうした人材を育成する必要があります。

また、世代や分野を超えた人的交流の機会を設けることで、ネットワークの形成を促進し、幅広い視野を持った人材を育成することが大切です。

◆ 今 後

- (1) 文化・芸術の鑑賞、発表等の事業の中で、世代間の交流や創作活動の体験等、文化・芸術の担い手の育成を意識した取組を行います。
- (2) 芸術性の高い鑑賞機会や、積極的に活動し成果を上げている人との交流等、文化・芸術に触れる機会の充実を目指します。
- (3) 将来のアーティストを育てる取組として、コンクール形式の事業等の充実を目指します。
- (4) 文化・芸術活動への参加・創作意欲を高め、アーティストや指導者への育ちを促進するために、市民参加型の取組の充実を目指します。
- (5) 文化・芸術の拠点施設における事業のプロデュースをはじめ、文化・芸術と人を結び付けるアートマネジメント⁴などの専門能力を有する人材の確保と育成を行います。

⁴ 文化・芸術の創り手と受け手をつなぐ役割を担い、公演や作品等の企画・運営、広報等、マネジメント業務を広く行うもの

施策Ⅱ-2 次世代への機会の提供 - 未来へのかけはし -

◆ 現 状

文化・芸術を継続的に振興していくためには、次世代の人材の育成が重要です。

幼少期から青少年期にかけて折に触れて文化・芸術に親しみ、感動や喜びを感じることは豊かな人間性を育むだけでなく、文化・芸術の担い手への成長も期待できます。

鑑賞や体験の機会を持続的に提供し、子供たちが文化・芸術を身近に感じ、自ら文化・芸術活動を実践できる環境を整えることによって、次世代の文化・芸術の担い手を育成していくことが必要です。

◆ 今 後

- (1) 学校生活における文化・芸術を鑑賞、体験できる機会の充実を目指します。
- (2) 文化・芸術活動団体や関係機関との連携を図り、演者が子供達の参加しやすい場所へ出向く等、文化に触れ親しむことができる機会の充実を目指します。
- (3) 子供向けの文化行事の充実のため、文化・芸術に触れる機会や子連れで参加できる文化行事の充実を目指します。
- (4) 文化・芸術活動を通じた青少年の育成のため、成果発表の場の創出や演劇ワークショップによるコミュニケーションスキルの向上等、青少年の成長に資する取組を行います。

施策II-3 伝統と歴史の継承 - 古くからの文化を次世代へ -

◆ 現 状

伝統文化、地域のまつり等の行事や風習は、地域の特色として、ふるさとへの愛着や誇りを育てる基礎になり得るものです。伝統文化を将来にわたって継承するためには、活動を担う後継者を育てていくことが不可欠です。そして、古くから伝わる生活文化や歴史を次世代に引き継ぐことも大切であり、そのためには市民に広く知ってもらうための普及啓発を継続していく必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産で、地域の歴史をひもとくのに欠かせないものです。文化財を後世に引き継ぐための取組が重要です。

◆ 今 後

- (1) 伝統文化に触れ親しむ取組への支援を継続します。
- (2) 地域の魅力の向上のため、本市固有の行事や風習の学習機会の充実を図り、積極的に情報を発信します。
- (3) 伝統文化の指導者相互の交流機会や、子供たちが伝統文化に触れる機会の創出を目指します。
- (4) 文化財への知見を広げ、保存や活用についての理解を深めるとともに、文化財を保護するため、指定文化財等の所有者への支援を継続して実施します。

施策Ⅲ-1 地域コミュニティの活性化

－ 文化・芸術活動による地域のきずな －

◆ 現 状

高齢化の進行による介護の必要性の増加や近年増大する災害への備えなど、コミュニティにおける人と人とのきずなの重要性は年々増してきています。

文化・芸術を共に楽しむ中で、人と人がつながり連帯感を育むことができます。また、文化・芸術活動から交流が生まれ、年齢や障がいの有無に関わりなく互いに理解し、助け合う関係性を育んでいくことも期待されます。

文化・芸術活動を通じたコミュニティの活性化には、文化・芸術活動や生涯学習活動への継続的な支援とともに、活動場所、人材、活動団体などの関連情報を共有し、有効に活用できるような仕組みが必要です。

◆ 今 後

- (1) 市民主体の文化・芸術活動や生涯学習活動を継続的に支援します。
- (2) 地域の文化・芸術活動等に関わる情報共有の充実を目指します。
- (3) 文化・芸術活動を通じた交流の場づくりなど地域活動につながる取組を実施します。
- (4) 文化による人と人のつながりを広げることによって職場・学校・自宅等以外の居場所を創出します。
- (5) 啓発イベント等への市民の参加を促すため、イベント等において文化・芸術プログラムを実施し、地域課題の共有と解決を図ります。

施策Ⅲ-2 多様性を認め合える土壌づくり - 豊かなまなびへの取組 -

◆ 現 状

本市では、これまでも文化・芸術活動を通じて、障がい者、高齢者、外国に文化的ルーツを持つ人等も含む多様な人々が、相互理解を深め、多様性を尊重する土壌づくりを進めてきました。

今後も、福祉、教育、国際交流、コミュニティ、まちづくりなどの様々な分野の事業において、音楽や演劇、美術などを通じて人々が共に集い、互いを理解し尊重する、社会包摂につながる文化・芸術活動の場を充実させていく必要があります。

◆ 今 後

- (1) 市民文化祭等の事業において、障がい者、外国に文化的ルーツを持つ人等が参加しやすく、相互理解につながるような事業を実施します。
- (2) 市民参加型の演劇等の事業において、障がい者等がありのままに参加できる脚本や配役にするなど、多様性をいかした企画を実施します。
- (3) 文化施設以外の公共空間も活用し、障がい者等の作品展示を積極的に行い、相互理解の促進します。
- (4) 文化・芸術の持つ表現力や発信力をいかし、多様性の尊重について啓発を行います。

施策Ⅲ-3 地域特性をいかした魅力あるまちづくり

－ 文化が育むまちへ －

◆ 現 状

歴史ある建物や自然環境等の景観、まちを舞台として展開されるまつりやイベントなどの活動は文化的地域特性となり、まちへの誇りや愛着を醸成します。

本市では、良好な都市景観の形成や、快適に暮らせるまちづくりを進め、市民や事業者と共に地域の活性化や魅力発信を行ってきました。

地域特性をいかしたまちづくりを推進するためには、地域らしさと潤いある景観の形成に努めるとともに、市民、事業者、行政が協働し、継続的に地域の魅力の発信をしていくことが必要です。

◆ 今 後

- (1) ふるさと意識の醸成や文化・芸術に取り組む意欲につながるような吹田市ゆかりのアーティストによる文化行事の充実を目指します。
- (2) 地域の特色をいかしたイベント等を実施します。
- (3) 地域に息づく歴史や文化に配慮し、地域特性をいかした景観形成に向けた啓発を進めます。
- (4) 自然や生活文化、歴史など、多様な視点による文化的地域特性をいかしたまちづくりを推進します。